

●香川県公告第七百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十五年香川県公告第四百七十七号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
キョーエイ空港店
香川郡香川町大字川東字中村五〇三番地ほか
- 三 法第八条第一項の規定により香川町から聴取した意見の概要
 - 1 夜十時以降閉鎖する出入口について、事故のないよう、確認しやすい看板の設置など十分な安全対策を行うこと。
 - 2 駐車場に囲まれた十数軒の民家など周辺住民からの苦情があった場合は、誠実かつ迅速な対応を行うこと。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課
香川町経済課
 - 2 縦覧期間
平成十五年十二月二十六日（金曜日）から平成十六年一月二十六日（月曜日）まで